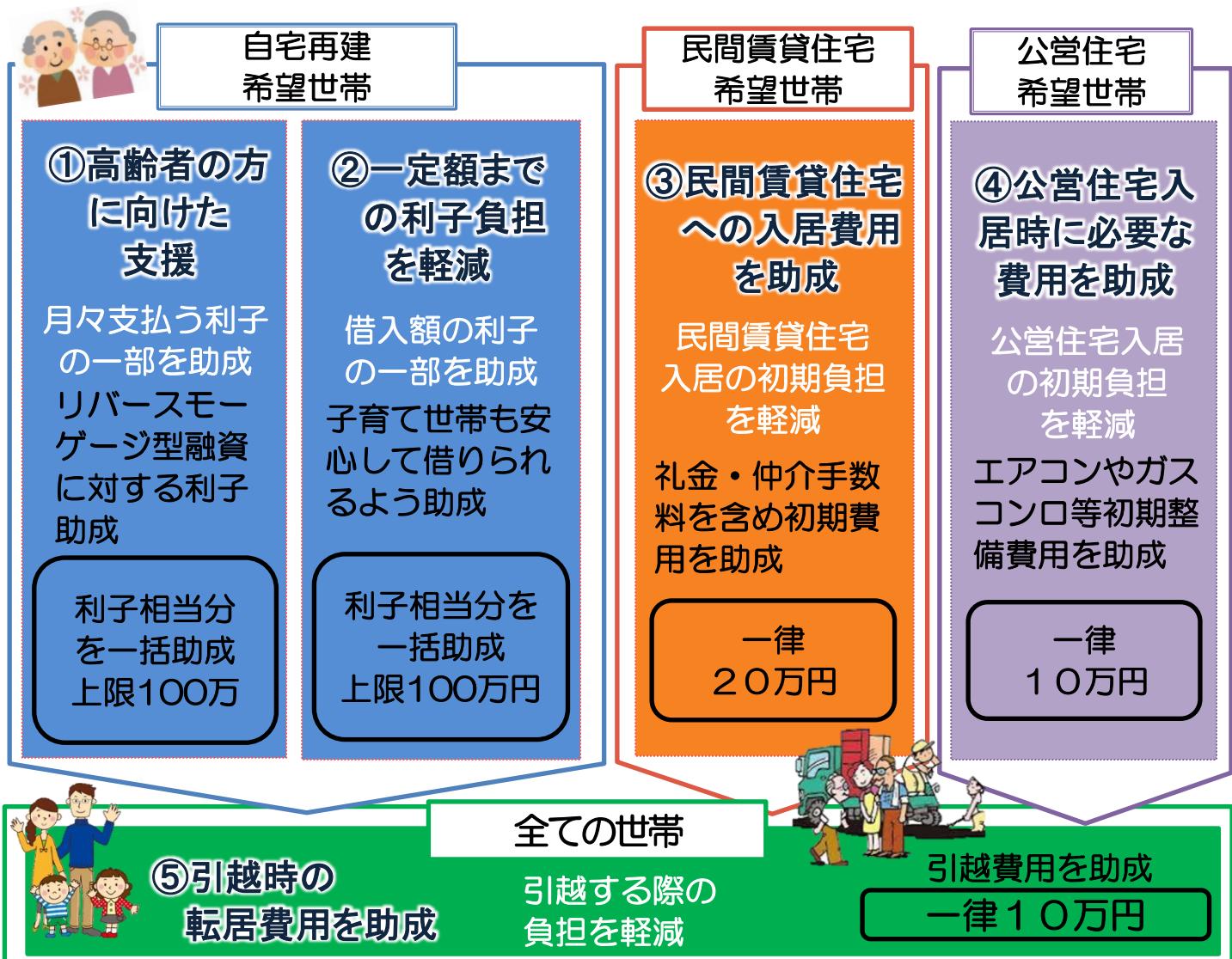


「すまいの再建」5つの支援策

対象世帯

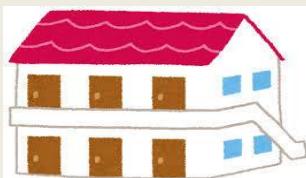
- 応急仮設住宅の入居世帯（応急修理併用者を除く）
 - 全壊、大規模半又は中規模半壊の罹災証明書の交付世帯
 - 半壊の罹災証明書の交付世帯で解体した世帯
 - 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯
- （※その他対象要件の詳細は被災した市町村の窓口にお尋ねください。）



自宅再建



民間賃貸住宅



公営住宅



※①～④の事業は併用できません。

①高齢者の方に向けた支援 ～リバースモーゲージ型融資を活用して 自宅再建する場合の利子を助成～

リバースモーゲージ(高齢者向け返済特例)型融資とは？



元金は、借入者が亡くなられた時に、担保の土地や建物を売却し返済する

●助成内容

県内で自宅を再建するために、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた場合、その利子分に対して助成を行います。

●助成の考え方

助成額 借入額×利率（※1）×20年分（上限100万円）

※1 住宅金融支援機構以外の金融機関から融資を受けた場合、借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の利率（団体信用生命保険に加入しない場合に適用される利率）と実際の借入契約の利率のいずれか低い利率とします。なお、変動金利の場合は借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の利率と初回の利子支払時の利率のいずれか低い利率とします。

【モデルケース】

(1)自宅建設(借入額:1,500万円で試算した場合)

借入額	利子支払額(※2)		利子助成額 (B)(※3)	利子助成額 月額換算(C) (B/20年/12月)	実質返済額 (月額) (A-C)
	総額	月額(A)			
15,000,000円	6,540,000円	27,250円	1,000,000円	4,166円	23,084円

【助成額】 $1,500\text{万円} \times 1.20\% \times 20\text{年} = 360\text{万円}$ (上限100万円)

⇒100万円を一括助成します。

(2)自宅補修(借入額:350万円で試算した場合)

借入額	利子支払額(※2)		利子助成額 (B)(※3)	利子助成額 月額換算(C) (B/20年/12月)	実質返済額 (月額) (A-C)
	総額	月額(A)			
3,500,000円	1,526,000円	6,358円	840,000円	3,500円	2,858円

【助成額】 $350\text{万円} \times 1.20\% \times 20\text{年} = 84\text{万円}$

⇒84万円を一括助成します。

※2 住宅金融支援機構 リバースモーゲージ型の融資(高齢者向け返済特例)の利率2.18%(R8.2.1時点)で算定

※3 住宅金融支援機構 災害復興住宅融資の利率1.20%(R8.2.1時点)で算定

②一定額までの利子負担を軽減 ～子育て世帯を含む多くの世帯の自宅再建を支援～

●助成内容

県内で自宅を再建するために、金融機関等から融資を受けた場合、その利子分に対して助成を行います。

●助成の考え方

助成額 借入額と利率（※4）と実際の借入期間に基づき算定
(元利均等返済の利子計算方法により算定) (**上限100万円**)

※4 住宅金融支援機構以外の金融機関から融資を受けた場合、借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の利率（団体信用生命保険に加入しない場合に適用される利率）と実際の借入契約の利率のいずれか低い利率とします。なお、変動金利の場合は借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の利率と初回の利子支払時の利率のいずれか低い利率とします。

●収入要件

- 世帯収入（世帯員の合計）550万円以下（前年の課税所得証明書の収入額の合計）
- 子育て世帯については、子ども1人の場合600万円、2人の場合650万円、3人以上の場合750万円に収入要件を緩和します。
- 高齢者、障がい者についても、緩和措置があります。

【モデルケース】

(1)自宅建設

(**借入額1,500万円、利率1.20%、借入期間35年で試算した場合**)

借入期間(A)	返済額			利子助成額(E)(※5)	実質返済額	
	元金(B)	利子額(C)	合計(D) (B+C)		合計(F) (D-E)	月額 (F/A/12月)
35年	15,000,000円	3,377,034円	18,377,034円	1,000,000円	17,377,034円	41,374円

【助成額】上記の場合100万円**を一括助成します。**

(2)自宅補修

(**借入額:350万円、利率1.20%、借入期間10年で試算した場合**)

借入期間(A)	返済額			利子助成額(E)(※5)	実質返済額	
	元金(B)	利子額(C)	合計(D) (B+C)		合計(F) (D-E)	月額 (F/A/12月)
10年	3,500,000円	237,767円	3,737,767円	237,000円	3,500,767円	29,173円

【助成額】上記の場合利子相当額 23.7万円**を一括助成します。**

③民間賃貸住宅への入居費用を助成～入居の初期負担を軽減～

●助成内容

民間賃貸住宅へ入居された際の礼金や仲介手数料などの初期費用を助成します。

●助成の考え方

○一律20万円を助成

○現在入居されている賃貸型（みなし）応急住宅について、個人名義の契約に切り替えられる場合も適用されます。

④公営住宅入居時に必要な費用を助成～入居の際の負担を軽減～

●助成内容

公営住宅へ入居された際に必要な備品等の初期整備費用を助成します。

●助成の考え方

○一律10万円を助成

⑤引越時の転居費用を助成～引越する際の負担を軽減～

●助成内容

応急仮設住宅等から自宅、民間賃貸住宅、公営住宅等へ転居された際の転居費用を助成します。

●助成の考え方

○一律10万円を助成

○現在入居されている賃貸型応急住宅について、個人名義の契約に切り替えられる場合は対象となりません。

【申請手続】

被災時にお住まいだった市町村で行っていただくことになります。

【申請時期】

原則として、再建先の住宅に入居した日から6ヶ月以内又は令和9年度末のいずれか早い日まで（再建先の住宅に入居した日から6ヶ月が、市町村の受付開始前に到来する場合は、次の問合せ先までご相談ください。）

【問合せ先（窓口）】

○県庁健康福祉政策課地域支え合い支援室 096-333-2819

○被災時にお住まいだった市町村の窓口

（準備が整った市町村から相談・受付を開始され、別途ホームページ等で案内される予定です。）